# 新型コロナウイルス感染症に係る相談・医療提供体制

令和2年2月7日福祉保健局

○ 相談・医療提供体制を強化

## 【都・特別区・八王子市・町田市保健所】

# 帰国者・接触者電話相談センター

<感染が疑われる患者の要件>

- I 発熱又は呼吸器症状(軽症含む)を有し、確定患者と濃厚接触歴あり
- Ⅱ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域 (中国 湖北省)に渡航・居住していた者
- 皿 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域 (中国 湖北省)に渡航・居住していた者との濃厚接触歴あり
- IV 発熱・呼吸器症状その他感染症を疑わせる症状のうち、医師が医学的 知見に基づき、集中治療等が必要かつ特定の感染症と診断することが できないと判断し鑑別を要したもの

# (都民) ①受診相談 一般的な相談 都コールセンター ④受診

# ②保健所が調整

# 帰国者・接触者外来

# 【感染症診療協力医療機関】

(約80医療機関:非公表)

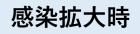




### 陽性の場合

# **【感染症指定医療機関】**12病院

- ・特定感染症指定医療機関 1病院4床 (国立国際医療研究センター病院)
- ・第一種感染症指定医療機関 4病院8床 (都立駒込・都立墨東・公社荏原・自衛隊中央病院)
- ・第二種感染症指定医療機関 10病院106床 (都立駒込・都立墨東・公社荏原・公社豊島など)



※必要に応じて受入要請

【感染症入院医療機関】



【指定二次救急医療機関】